

今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱

平成17年1月16日制定

今治市要綱第239号

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震性を高めることにより、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）に基づき、本市の区域内に存する木造住宅の耐震診断に要する経費に対し今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号）に定めるもののほか予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル又は一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき、耐震改修設計事務所が実施する耐震診断をいう。
- (2) 耐震診断事務所 愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱（平成16年7月制定）に基づき登録された建築士事務所をいう。
- (3) 既存木造住宅 市内にある昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅については、住宅以外の用途の床面積が過半数でないものに限る。）で、地上階数が2以下で延べ面積が500平方メートル以下のものをいう。ただし、枠組壁工法、丸太組構法及び国土交通大臣等の特別な認定を受けた工法によって建築されたものを除く。
- (4) 評価委員会等 愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会が設置する愛媛県建築物耐震評価委員会又は民間木造住宅耐震等の評価機関をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 既存木造住宅の所有者で、所有者の世帯全員が市税を滞納していないもの
- (2) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないもの

(補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が実施する耐震診断とし、補助対象経費は、補助対象者が

実施する耐震診断に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費（評価委員会等における耐震診断の評価に要する費用を含む。）の3分の2以内とし、5万円を限度とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

（補助事業の交付申請）

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 平面図
- （2） 位置図（付近見取図）
- （3） 建築確認済証の写しその他建築年月日が確認できる書類
- （4） 所有者であることが確認できる書類
- （5） 耐震診断代金見積書
- （6） 外観写真（2面以上）
- （7） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに、その内容を審査するとともに、補助金の交付の可否を決定し、今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）又は今治市木造住宅耐震診断事業補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助事業の変更申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）のうち、次の各号のいずれかに変更が生じる場合は、今治市木造住宅耐震診断事業変更申請書（別記様式第4号）に変更内容が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 補助事業者
- （2） 補助対象経費
- （3） 補助事業の内容

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、前条で決定した補助金額に変更が生じる場合は、今治市木造住宅耐震診断事業交付決定変更通知書（別記様式第5号）を、補助金額に変更が生じない場合は、今治市木造住宅耐震診断事業変更承認通知書（別記様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付申請取下申請書（別記様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付申請取下承認通知書（別記様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに今治市木造住宅耐震診断事業実績報告書（別記様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書及び木造住宅耐震診断結果報告書評価証の写し
- (2) 耐震診断代金領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付額確定通知書（別記様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付額請求書（別記様式第11号）により、補助金を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (5) この要綱に規定する補助要件を欠くとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第12号）により、補助事業者に通知するとともに、その取消しに係る補助金について、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（関係書類の保管）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間これらを保管しなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の申請等にかかる事業の執行に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年1月16日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日において合併前の今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の内定を決定された者は、この要綱第6条の規定による内定を受けた者とみなす。

附 則（平成17年7月1日今治市要綱）

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成22年3月18日今治市要綱）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日今治市要綱）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日今治市要綱）

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後の申請に係る補助金について適用する。

附 則（平成27年2月23日今治市要綱）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月8日今治市要綱）

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、改正後の第4条の規定は、同日以後に申請される補助金に係るものについて適用する。

附 則（平成31年3月15日今治市要綱）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 18 日今治市要綱）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日組織改編に伴う要綱の整備に関する要綱）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日今治市要綱）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第5条の規定により、耐震診断の補助を受けたいので、別紙のとおり市税の納税状況等を調査することについて同意した上で、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

住宅の概要	建物所在地	
	規模	建て方 <input type="checkbox"/> 平屋建 <input type="checkbox"/> 2階建
		延べ面積 <input type="text"/> m ²
	用途	住宅以外の用途を、 <input type="checkbox"/> 含む (<input type="text"/> m ²) <input type="checkbox"/> 含まない (用途: <input type="text"/>)
建築年月	年 月	
木造住宅耐震診断 委託先事務所名	事務所名： (Tel: (<input type="text"/>) - <input type="text"/>)	
事業費見積り額	<input type="text"/> 円	
添付図書	<input type="checkbox"/> 概略平面図 <input type="checkbox"/> 附近見取図 <input type="checkbox"/> 確認済証の写し <input type="checkbox"/> 所有者であることが確認できる書類 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 外観写真（2面以上） <input type="checkbox"/> その他 (<input type="text"/>)	

（補助金振込先口座）

金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 本店
	<input type="checkbox"/> 金庫	<input type="checkbox"/> 支店
	<input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 支所
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号 <input type="text"/>
口座名義人	(ふりがな) 氏 名 <input type="text"/>	

※ 口座名義人は、申請者本人名義の口座をご記入ください。

(別紙)

納税状況調査同意書

申請者である私の世帯全員について、市税の納税状況を調査することに同意します。

(宛先) 今治市長

年 月 日

住 所
申請者 氏 名
電話番号

-
- ※ 申請者は記入しないでください。
 - ※ 市税の滞納がある場合には、補助金の交付はできません。

上記のものから補助金交付申請があったので、申請者の世帯全員の納税状況調査をお願いします。

年 月 日
納税課長 様

建築課長

市税滞納の有無	滞納がないとき・・・「滞納なし」 滞納があるとき・・・「滞納あり」
---------	--------------------------------------

納税状況は上記のとおりです。

年 月 日 納税課長 印

今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付決定通知書

今治市指令 第 号

様

年 月 日付で申請のあった今治市木造住宅耐震診断事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

なお、補助事業の変更がある場合は、今治市木造住宅耐震診断事業変更申請書（別記様式第4号）を、取り下げる場合は、今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付申請取下申請書（別記様式第7号）を速やかに提出してください。

また、耐震診断結果報告評価証の交付があったときは、今治市木造住宅耐震診断事業実績報告書（別記様式第9号）を提出してください。

年 月 日

今治市長 印

記

1 交付年度	年度
2 交付金額	円
3 交付の条件及び指示	(1)この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。 (2)この補助事業については、市長は必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることがある。 (3)今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第12条各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがある。 (4) (3)により取り消した場合は、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求める。

別記様式第3号（第6条関係）

今治市木造住宅耐震診断事業補助金不交付決定通知書

今治市指令 第 号
年 月 日

様

今治市長 印

今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第6条の規定により申請のありました補助事業について、次の理由により補助金の不交付を決定したので通知します。

不交付の理由	
--------	--

別記様式第4号（第7条関係）

今治市木造住宅耐震診断事業変更申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け今治市指令 第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業
を変更したいので、今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下
記のとおり申請します。

記

変更する内容	
変更する理由	

※具体的に記載してください。

今治市木造住宅耐震診断事業交付決定変更通知書

今治市指令 第 号

様

年 月 日付け今治市指令 第 号で交付決定を通知した今治市木造住宅耐震診断事業補助金については、次のとおり当該決定の額を変更したので、今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

今治市長 印

記

- 1 変更に係る補助事業の内容は、年 月 日付け変更申請書記載のとおりとする。
- 2 変更に係る交付決定の額は、次のとおりとする。

(単位：円)

区 分	既交付決定額	今回変更増減額	変更交付決定額
補助事業に要する経費			
補助金の額			

別記様式第6号（第7条関係）

今治市木造住宅耐震診断事業変更承認通知書

今治市指令 第 号
年 月 日

様

今治市長 印

年 月 日付けで変更申請のあった今治市木造住宅耐震診断事業については、今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、その申請を承認したことを通知します。

記

- 1 変更に係る補助事業の内容は、年 月 日付け変更申請書記載のとおりとする。

別記様式第7号（第8条関係）

今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付申請取下申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け今治市指令 第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業
を取り下げたいので、今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

取下理由	
------	--

別記様式第8号（第8条関係）

今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付申請取下承認通知書

今治市指令 第 号
年 月 日

様

今治市長 印

年 月 日付けで取下申請のあった今治市木造住宅耐震診断事業については、今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、承認したことを通知します。

別記様式第9号（第9条関係）

今治市木造住宅耐震診断事業実績報告書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

年 月 日付け今治市指令 第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業について、補助事業が完了したので、今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

補助事業実績額		円
補助金額		円
事業期間	着手年月日	年 月 日
	完了年月日	年 月 日

別記様式第10号（第10条関係）

今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付額確定通知書

今治市指令 第 号
年 月 日

様

今治市長 印

年 月 日付けで報告のあった今治市木造住宅耐震診断事業実績報告書を審査した結果、適正に事業が行われていると認めましたので、今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり通知します。

なお、速やかに同要綱第11条の規定による請求を行ってください。

記

交 付 年 度	年度
補助金交付確定額	円

別記様式第11号（第11条関係）

今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付額請求書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

年 月 日付け今治市指令 第 号で補助金交付額確定の通知があった補助金の交付を受けたいので、今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

記

補助金請求額	円
--------	---

今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付決定取消通知書

今治市指令 第 号
年 月 日

様

今治市長 印

年 月 日付け今治市指令 第 号で補助金交付決定（確定）通知をした今治市木造住宅耐震診断事業補助金については、次のとおり取り消したので、今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

なお、すでに交付された補助金がある場合は、速やかに返還をしてください。

記

1 補助金交付決定（確定）額 円

(内訳)	既決定額	円
	取消額	円
	取消後決定額	円

2 交付済補助金の返還

既交付済額	円
取消後交付すべき額	円
返還補助金額	円

3 取消理由

取消該当条項	今治市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱 第12条 第 号該当
取消理由	